

薬物戦争の終わり

——人びとはなぜかくも懸命に戦ってきたのだろうか——

甲南大学名誉教授 園田 寿

「麻薬の所持に対する罰則は、麻薬の使用そのものよりも個人にダメージを与えるべきではない」

ジミー・カーター（アメリカ合衆国第39代大統領）

1 はじめに

1970年に制定された規制物質法（Controlled Substances Act、以下ではCSAと略す）は、アメリカの薬物規制に関する最も重要な法律である。マリファナ（大麻）の栽培、所持、流通、消費は、このCSAによって厳格にコントロールされている。

「偉大な麻」を意味する「大麻」より、日本人には「麻」という名称の方が馴染みがあるが、実は同一の植物である。他に、マリファナ（マリワナ）、ハシシ、ガンジャ、ヘンプ、カンナビスなど世界には数百の呼名がある。大麻の学名は「カンナビス・サティバ・エル」（*Cannabis sativa* L.）で、大麻に含まれる精神活性物質が「(デルタ9-)テトラヒドロカンナビノール」(THC)であり、花や葉の部分に多く含まれる。摂取の方法としては、喫煙が一般的である。

CSAは、規制するすべての薬物について5つのカテゴリーを設定し、それぞれに対応する罰則を設けている。マリファナはヘロインやLSDなどとともに、もっとも厳しい〈スケジュールI〉で管理されているため、CSAはマリファナを規制するとい

うよりも、実質的には禁止しているに等しい。

しかし州レベルに照準を合わせると、現在約3分の2以上の州が、医療目的か、さらに進んだ娯楽目的でのマリファナ使用を認めている（「娯楽目的」というと違和感があるかもしれないが、気分転換のためにコーヒー［カフェイン］を飲んだり、タバコ［ニコチン］を吸うのと同じである）。つまり、マリファナ規制については連邦と州のねじれた関係が続いているのである。連邦政府も州のそのような動向には一定の理解を示してきたとはいうものの（後述）、マリファナは依然として重大な連邦犯罪であることに変わりはない。

このような中でバイデン大統領が2022年10月6日に発表したステートメントは、世界に大きな衝撃を与えた。

マリファナ改革についてのバイデン大統領の声明
(Statement from President Biden on Marijuana Reform | The White House)¹⁾(骨子)

現在、連邦レベルでは、マリファナ使用や所持は重罪であるが、われわれのマリファナに対するこれまでの懲罰的アプローチは誤っており、改めるべきである。

1. マリファナ所持で有罪判決を受けた人たちに恩赦を発表する。
2. すべての州知事に対して、同様の措置を執るよう強く求める。
3. CSAにおけるマリファナの位置づけを見直す。

1) <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/10/06/statement-from-president-biden-on-marijuana-reform/>

4. 米国におけるマリファナ規制が変更されても、未成年保護などに対する重要な制限は維持されるべきである。

マリファナに対する政府のアプローチが誤っていたために、あまりにも多くの命が失われた。今こそこれを正すときが来た。(太字は筆者)

折しも日本では、昭和23年(1948年)に当時日本を占領統治していたGHQの強い意向で制定された大麻取締法の改正が問題となっている。同法には制定当初から「大麻使用罪」が存在しなかったが(これはひとつの謎である)、昨年、厚労省の委員会においてこの点が問題とされ、大麻取締法を改正して大麻使用罪を創設することが政府の方針として打ち出されている(後述)。今回のバイデン大統領のステートメントは、当然この大麻取締法改正の動きにも大きな影響を与えるにちがいない。そこで、以下では現在までのアメリカにおける薬物規制、とくに大麻規制の歴史について検討したいと思う。

2 20世紀におけるアメリカ薬物規制の沿革——CSA 制定まで

1. 南北戦争の後遺症

(1) 20世紀初頭、マリファナ規制は、他の多くの薬物と同様、それぞれの州の判断に委ねられていた。当時の憲法理論によれば、連邦政府の権限は外交や安全保障、通貨発行、税などに限られ、国民全体の健康や福祉、安全のための一般的なルールを制定する直接的な権限は連邦にはないとされていた。警察権に含まれる薬物規制も各州に留保されており、連邦政府には一般的な健康法や刑法などを制定する権限はなかった。

(2) 19世紀末から20世紀初頭にかけて、各州が独自の様々な健康条項に基づいて薬物を規制し始めた。これには大きく二つの背景がある。ひとつは、

南北戦争(1861年-1865年)で資金が潤沢であった北軍が、負傷兵に対してモルヒネを多用し、戦後退役兵士の間にもモルヒネの依存者が増えていたことであり、もうひとつは、凄惨な戦争経験による一般市民のPTSD(当時は「過敏性心臓病」と呼ばれていた)であり、その「自己治療」のためにアルコールをはじめとする酩酊物質が乱用されたことなどである。

(3) 南北戦争の戦場で死亡した兵士の数は推定62万人で、これは独立戦争(1775年-1783年)、米英戦争(1812年)、米墨戦争(1846年-1848年)、米西戦争(1898年)、第一次世界大戦(1914年-1918年)、第二次世界大戦(1939年-1945年)、朝鮮戦争(1950年-1953年)のすべてを合わせたアメリカの総戦死者数とほぼ同数である。かりに今のアメリカで内戦が起これ、同じような割合で戦死者が出たとすれば、その数は600万人になる。

南北戦争では、死による喪失はどこにでもあるありふれたものとなった。死はもはや個別に遭遇するものではなく、死の脅威と現実は、兵士か民間人を問わずすべての者の戦争体験の中で広く共有されるようになった。

死は人びとにその処理を強いる。比喩的な意味では、それは生者からの死者の切り離しであり、残された者は儀式や喪に服することで、地域社会や家族に生じた裂け目を修復する。しかし現実の問題としては、死の処理とは死体の処理である。

死傷者が増えた原因は、南北戦争で最新の銃(ミニエー銃)が使われたことである。命中率とともに殺傷能力が飛躍的に向上し、発射された弾丸は、敵兵の骨を砕き、血管や筋肉組織を決定的に破壊した。回転数を高めるために弾丸に塗られた油脂は、細菌を媒介してさまざまな感染症を引き起こした。四肢の損傷は、切断が最良の対処法だった。激痛には、大量のモルヒネとアルコールで対処した。

殺戮はいたるところで行なわれた。

野戦病院の「手術室」には、切断され個性を失っ

た手足が山積みになっていたし、戦闘と殺戮が農場や裏庭などの日常の生活空間でも繰り広げられたため、女や子どもまでもが死体の処理という戦争の暴力に巻き込まれていった。残された者たちは、変形し破壊された死体や個性を失った手足を馬車に積み込んで別の場所に運び、大量に死んだ鶏のように地面に埋めて、処分した。

このような殺戮を目の当たりにすると、一般市民の心も兵士と同じように深刻なダメージを受ける。

19世紀末に地方に住む女性の間でアルコールやモルヒネの依存症が急増したのはなぜかということが疑問であったが、直接的な原因は、この頃に医療資源の乏しい地方で、偏頭痛や生理痛に効果があるとして無制約に売られていた万能薬（鎮痛剤）であるが、その裏には、同胞同士の殺し合いを目の当たりにし、死体の処理に従事した民間人のトラウマがあったと思われる。

「心的外傷後ストレス障害」(PTSD) という用語はベトナム戦争後に登場したが、心的外傷が心理的、身体的、生物学的に深刻な症状を引き起こすという認識は南北戦争中には確たるものとなっていた。当時は「過敏性心臓」(irritable heart) や「ノスタルジア」(nostalgia)、「ダ・コスタ症候群」(Da Costa's syndrome) などと呼ばれ、突然の息切れ、動悸、胸痛、疲労、頭痛、下痢、めまい、睡眠障害などが特徴的な症状だった。このような症状は、現在ではPTSDや慢性疲労症候群など、慢性的で制御不能なストレスやトラウマにさらされることで生じる病気として認識されているものと一致している。

2. 毒物法の制定

19世紀末頃には、アルコールや薬物に対する依存が社会問題となっていた。薬物に対する最初の規制は、薬局で販売される万能薬に正確な内容表示などの義務を課した毒物法 (poison law) である。これは、アメリカ医学会の働きかけで、1870年から1900年にかけて約3分の2の州で制定された。これ

らの立法の背景には、万能薬に含まれるストリキニーネ、ヒ素などの有害物質や、アヘン、コカイン、マリファナ、アルコールなどの精神作用物質に対する消費者の認識が不十分であったことがある。たとえば当時人気のあった、乳幼児を寝かせるための「ウインスロー夫人のシロップ」(Mrs. Winslow's Soothing Syrup) には、実はかなりの量のアヘンが含まれていた。そのため毒物法は、万能薬の各成分を記載したラベルと、その薬に上記のような物質が含まれている場合には、「ドクロと十字のマーク」や「POISON」の文字をラベルに目立つように表示するなどの義務を課するのが一般的であった。ただし、このような毒物法の多くは大麻を毒物のリストには含めていなかった。

3. 州で制定されていった大麻処罰法と反マリファナ・キャンペーン

(1) 大麻に関する連邦レベルでの規制は、1937年のマリワナ税法 (Marihuana Tax Act) を嚆矢とするが、そのことを検討する前に、1915年から1937年までに州レベルで成立したかなりの数の大麻処罰法の背景を見ておきたい。というのは、これらの法律の背後には、人種差別や意図的に煽られた恐怖に駆られて、この時期に強力に展開された〈反マリファナ・キャンペーン〉があるからである。これらの動きが、のちのマリワナ税法の成立に大きく寄与したのである。

「マリファナ」は、現在では〈marijuana〉と表記されるが、当時は〈marihuana〉と表記された。しかし一般には「カンナビス」(cannabis) という言葉が使われ、〈marihuana〉という綴りは差別的な響きをもって20世紀の初めにアメリカの文化に登場した。(後述)

もともとアメリカ大陸には「ヘンプ」(hemp) と呼ばれる(精神活性物質をほとんど含まない)麻が自生しており、ロープや布地の原料として使われていた。もちろんヘンプを喫煙する習慣もなかった。当時は、「ヘンプ」と「マリファナ」は別の植物だというのが、一般大衆の

素朴な共通認識だった。

(2) 最初に大麻処罰法を制定したのは、ロッキー山脈南西部の州（テキサス、ニューメキシコ、モンタナなど）である。そのきっかけは、メキシコ革命（1910年）だった。革命による国内の混乱から逃れた多くのメキシコ難民がアメリカに流入し、とくに南西部の州で社会的な摩擦が生まれた。彼らはビート畑や綿花畑で働いたが、小さな農場と安価なメキシコ人労働力を使うことができた大きな農場との間で経済的格差が広がり、社会的緊張が生まれた。それは世界恐慌（1929年）を経て移民労働者への憎悪となってさらに強くなった。

1545年頃にスペイン人が（彼らが「マリファナ」と呼んでいた）大麻を南米チリに持ち込み、これが徐々に北上し、19世紀にはすでにメキシコにまで伝わり、マリファナ喫煙の習慣が定着していた。アメリカに流れたメキシコ人たちは、この大麻草とマリファナ喫煙の習慣をそのままアメリカ社会に持ち込んだのだった。

テキサス州で大麻処罰法が制定された際、法案提出者のある議員は、テキサス州上院の議場で、「メキシコ人はみんな狂っていて、それはこのようなもの（マリワナ）が彼らを狂わせるからだ」と力説した。モンタナ州の大麻処罰法の審議では、「メキシコのビート畑で働くメキシコ人にマリファナを2、3回吸わせると、バルセロナの闘牛場にいる牛のようになる」と言われた。

このようないわば社会的パニックが、ロッキー山脈や南西部の州で、初期の大麻処罰法が連鎖的に制定されていった背景事情である。

大麻規制の波は、ワイオミング（1915年）、アイオワ（1923年）、ネバダ（1923年）、オレゴン（1923年）、ワシントン（1923年）、アーカンソー（1923年）、ネブラスカ（1927年）、ルイジアナ（1927年）、コロラド（1929年）へと波及していった。

(3) 不穏な動きを一挙にアメリカ東部にまで広げたのは、マスコミによる〈反マリファナ・キャンペーン〉だった。

まだその頃は東部でマリファナを喫煙する者はいなかったし、一部の者がその言葉を南西部で聞いたことがある程度だった。しかし、マリファナが東部に広がる前に禁止すべきだという意見が次第に大きくなった。ハリソン麻薬税法（1914年、後述）によってヘロインを絶たれた中毒者や、禁酒法によってアルコールを絶たれた中毒者たちが、この新しい未知の麻薬＝マリファナに手を出すだろうと恐れられた。

1927年7月6日のニューヨークタイムズに掲載された「メキシコ系の一家、発狂」という見出しのついた記事は、あまりにも有名である。「未亡人と4人の子供が、庭で育てていたマリファナの植木を食べ、彼らを診察した医師によると、子供たちの命は救いようがなく、未亡人は残りの一生を発狂したまま過ごすことになる」（佐久間：2019年、113頁）。

映画「リーファー・マッドネス [Reefer Madness]」²⁾（「大麻の狂気」、Reefer とは大麻の俗語）が公開されたのもこの頃である。映画の中では、若者たちが好奇心からマリファナを試した結果、幻覚に支配され、そして狂った挙げ句、ある者はレイプや殺人を犯し、また自殺に走る者、不治の狂気に苦しむ者などが描かれている。映画の終わりに高校の校長が、「次はあなたの娘や息子の悲劇かもしれない」と画面に向かって訴え、「子どもたちに告げよ」という言葉が画面いっぱいに表示されて終わる。

他にも原色を多用しておぞましさを強調した、多くの反マリファナ・キャンペーンのポスターが至るところに貼られた。

これらの険悪な感情を動かしていたのは、マリファナがアヘンなどの禁止薬物やアルコールの代替物になるという、漠然とした社会不安そのものである。このような動きが、1937年の全国的な大麻禁

2) <https://youtu.be/l5GEHyXvwxg>

止法であるマリワナ税法の制定につながった。

—マリファナはジャズとともに広がった—

ニューオーリンズは、ジャズ発祥の地だ。南北戦争後に放出された軍楽隊の楽器を、解放された黒人たちが見よう見まねで鳴らしたのが始まりだといわれている。

娼婦やギャンブラー、キャバレー、ダンスホール、そして退廃的なフランスの過去。いかがわしいが、寛容な精神をもつこの街は、新しい音楽を生み出す理想的な土壌でもあった。

ミュージシャンの多くは赤線地帯（ストーリーヴィル）で生活し、働いた。そこではドラッグが生活の一部であった。娼婦たちにはアヘンが欠かせなかった。心身ともに過酷な仕事に耐えるためと、避妊のために必要だった。マリファナは、アフリカからやってきた黒人奴隷が持ち込んだ。食欲を抑え疲労を軽くするコカインは、南部の農場で働く黒人奴隷の食事に混ぜて与えられていた。

黒人のジャズ・ミュージシャンたちは、アルコールは感覚を鈍らせ、アヘンは眠らせてしまうので避けていた。しかし、マリファナとコカインは注意力を持続させ、疲労を防いでくれた。音楽の創造性を高める効果もあった。こうしてジャズやブルースは、とくにマリファナの力を借りてどんどん進化し芸術の域に達していった。

ニューオーリンズの近くに陸軍と海軍の基地があったが、兵士の性病感染を怖れた政府は、第一次世界大戦中の1917年にストーリーヴィルを強制的に閉鎖した。

職を失ったミュージシャンたちは、仕事を求めてミシシッピ川を北上する黒人たちの大移動に加わった。ジャズとブルースも彼らと一緒に移動し、カンザスシティやシカゴがジャズの中心になっていった

そして、マリファナもジャズとともに広がっていった。

4. 薬物規制のはじまり——課税というスキーム

(1) 少し話を戻す。

州をまたいで流通する製品の管理は連邦政府の権限とされていたため、連邦政府はルーズベルト大統領の時代に、純正食品医薬品法（1906年）（Pure Food and Drug Act）を成立させた。この法律は、

のちに連邦食品医薬品局（Food and Drug Administration）の創設につながる、消費者保護法というカテゴリーに属する重要な法律の一つである。同法の目的は、粗悪品あるいは偽装表示された食品や医薬品の流通を禁止することである。現在でもそうだが、食品には危険な防腐剤が使われることが多く、また薬品についても治療効果が疑わしく、当時は依存性のある物質が多用されていたので、政府は、薬物の内容と含有量を正確に表示することを義務づけることで、それらの流通を規制しようとした。つまり、この法律はマリファナを含む医薬品を単純に違法とはせず、正しい内容表示を義務づけて、粗悪品や誤表示のある医薬品の製造や出荷を禁止するための法律であった。したがってコカインやヘロイン、大麻なども、正確に表示されていれば医師の処方箋がなくとも合法的に入手可能だった。とは言うものの、そのような物質を含む薬品等の購買量は大きく減少し、全体として依存症の数を下げることに効果はあったといわれている。

(2) その後1914年には、アメリカ国内で初めて薬物の非医療的使用を犯罪化するハリソン麻薬税法（Harrison Narcotics Tax Act）が成立した。同法は、薬物の〈医学的使用の規制〉と〈非医学的使用の犯罪化〉を目指したものである。この2つの目的を実現するために、ハリソン税法は、アヘン等の製造、流通、販売、輸入、生産、調合、調剤を業として行う者にライセンス要件を課した。事業者には、財務省への登録と職業税を支払う義務が生じた。これは、国家がアヘン等に関する取引の厳格な記録を要求し、流通を管理するためだった。アヘンは医学など正当な目的での使用のみが許可され、違反した者には、最高5年の自由刑か2000ドルの罰金（または併科）が科されることになった。

ただし、同法が規制対象としたのは、アヘン、モルヒネとそのさまざまな製品、それにコカインだった。大麻を含む、他の幻覚剤については規制対象から外された。とくに大麻については議会の聴聞会で、「習慣性のある薬物として大麻が使われることは皆

無にひとしい」として、大麻の禁止に反対の証言があり、議会はその提案を受け入れ大麻を規制から除外している。

ここで重要なことは、この法律の構造である。

ハリソン麻薬税法は、基本的に課税のための法律(税法)だった。これには、アメリカ刑事法の基本的な構造が関係している。上述のように、州の連合体であるアメリカ合衆国が誕生したとき、それぞれの州は、その固有の権限の中から、軍事や外交、通貨発行、州際通商(州をまたがる通商)などに関する権限を上位の合衆国(連邦)に移譲した。その結果、それらに関する犯罪、たとえば通貨や郵政に関する犯罪、連邦公務員の汚職などは、連邦に刑事裁判権が認められたが、それ以外の犯罪を処罰する権限は基本的に州に残ることになった。依存薬物に関しては州を超えた統一的な犯罪の評価が固まっていなかったため、連邦政府は課税という薬物規制の方法を思いついたのだった。

薬物を税という観点からコントロールするという、この方法は画期的なアイデアだった。

連邦政府はまず、アヘンやコカイン等に職業として関わる者にライセンス税を課し、つぎにこれに違反して規制物質を所持していた場合、その違法な所持ではなく、脱税という連邦犯罪として処罰した。もちろん、これは財務省の所管だった。

このような画期的な課税スキームが、その後、1937年のマリワナ税法に活かされたのだった。

5. 大麻に烙印を押した男

5-1. ハリー・アンスリンガー

(1) アメリカ国民にマリファナの呪われた邪悪なイメージを決定づけたのは、ハリー・アンスリンガー(Harry J. Anslinger, 1892-1975)という男である。彼は、反マリファナ・キャンペーンを仕切り、アメリカと国際的な麻薬対策法の施行と立法

の歴史に最も重要な影響を与えた。アメリカにおける薬物規制の歴史を語る時、この男を無視するわけにはいかない。どんな文献でも必ず言及されている。しかも、例外なく否定的な評価とともに。

連邦レベルで薬物規制が進められているなかで、1910年のメキシコ革命の混乱によって、マリファナ喫煙の習慣があった多数のメキシコ難民が南部の州に流れ込み、大きな社会問題となったことはすでに述べた。これが後のアメリカにおけるマリファナ規制を決定的に動機づけることになった。

—ラ・クカラーチャ—

日本でもよく知られているメキシコ民謡に、「ラ・クカラーチャ」³⁾(La Cucaracha)という歌がある。

The cockroach, the cockroach,

Now he cannot walk,

Because he don't, because he don't

Have marihuana to smoke.

(ゴキブリはもう歩けない。だってマリファナが切れたから)

これはメキシコ革命の頃、長く統治していたポルフィリオ・ディアス打倒に蜂起した農民部隊で歌われた歌で、タイトルは「ゴキブリ」という意味である。歌の中で何度も「マリファナ」という言葉が聞こえてくる。

兵隊たちは自分たちのことを自虐的に「ゴキブリ」と呼び、戦闘の緊張を緩和するためにマリファナを吸っていた。さまざまな替え歌があり、即興で歌われることもあったというが、この歌詞はおそらく革命軍の兵士の間で歌われていたものだろう。「ジョイント」(紙巻きのマリファナ)のことが「a'roach」(ゴキブリ)と呼ばれることがあるが、それはこの歌から来ている。

(2) アメリカにはいつも酔うことに対する愛憎の念が渦巻いていた。しかし最初は麻薬よりも、人

3) <https://youtu.be/6sn8blzWacw>

の心を乱し、家庭や社会に荒廃をもたらすアルコールに対する反発のほうが大きかった。ところが連邦政府には憲法上、アルコールを禁止する権限はないと考えられていたため、1919年に憲法修正第18条が追加され、「酒の製造、販売、輸送」が禁止された。禁酒法時代（1920年-1933年）の幕開けである。

禁酒法は14年間続いたが、1929年からの世界恐慌による財政的理由から鎖が解かれ、アルコールを合法化して課税するという180度真逆の政策に変わった。財務省内に置かれていた禁酒局も麻薬局（FBN = Federal Bureau of Narcotics）に置き換えられ、300人ほどの部下を引き連れて初代長官となったハリー・アンスリンガーがマリファナと真剣に向きあうこととなったのである。彼はその後32年間長官の座にあり、5人の大統領に仕え、全米で反マリファナ・キャンペーンを展開した。

5-2. マリファナはヘイトのシンボルになった

多くのアメリカ人は、メキシコ人移民労働者を軽蔑と不信、そして不安の目で見ていた。しかし、他方でアメリカはメキシコ人の労働力を必要としていた。安価な労働力としての彼らを認めざるを得なかった。

カリフォルニア州の果物や野菜の収穫、コロラド州やモンタナ州のビート農場などが彼らの仕事場だった。低賃金のメキシコ人を雇える地主は、小規模農家の経営を圧迫し、メキシコ人が人種的な恨みを受けていった。彼らの習慣だったマリファナが「エイリアン・ドラッグ」とレッテルを貼られ、マリファナが何の根拠もなく犯罪や非行と結びつけられた。大麻は移民労働者攻撃のシンボルになった。

アメリカ国民の不満は、1929年からの世界恐慌によって決定的になった。社会に対する不満は、「白人から仕事を奪う」メキシコ人労働者に向けられた。そして、彼らの習慣であったマリファナ喫煙がヘイトのシンボルとなっていった。

特に多くのメキシコ人が住んでいたカリフォルニア州では、優生学協会の創設者であったチャールズ、

M. ゲーテ（Charles Matthias Goethe, 1875-1966）が、移民排斥のためのロビー活動を活発に行っていた。1935年の『ニューヨーク・タイムズ』紙に彼は次のような投稿を行っている。

麻薬の中でも最も厄介な存在であるマリファナは、メキシコからの移民を制限した結果、生まれたものである。簡単に栽培でき、最近ではカリフォルニア州の刑務所の庭に列をなして植えられていることもある。メキシコ人の行商人が子供たちにマリファナのサンプルを配っているのが目撃されている。

こうした不穏な流れに油を注いで火をつけたのがアンスリンガーだった。

5-3. アンスリンガーが火をつけた

(1) 連邦麻薬局初代長官に任命されたアンスリンガーには、アメリカ国内の合法的な薬物と違法な薬物の両方に関係する法律を実施し、監督するという重い任務が与えられた。

ところが、FBNが設立されてからすぐに大恐慌の影響で国の税収が大幅に下がり、FBNの予算もかなり削られた。アンスリンガーは、組織を強化するために大麻と真剣に向き合うことにした。

彼は、マリファナがレイプや殺人を誘発すると主張し、マリファナをアヘンやコカインと並んで規制ドラッグに指定するように訴えた。当然のことながら、マリファナに対する世間の認識は異常に高まった。

アンスリンガーは、「マリファナ」(marihuana) という言葉をメキシコのアステカ・インディアンと歴史的に結びつけようとした。彼の主張によれば、大麻はアステカ民族の言語であるナワトル語で「malihua」または「mallihuan」と呼ばれていたという。これは、「noun mallin」(囚人)と前置詞である「hua」(財産)、それに動詞である「ana」(捕獲する、取る、つかむ)から構成されていると主張した。つまり、「mallihuan」(milan-a-

huan と表記されることもある)とは、〈大麻に捕らえられた四人(中毒者)〉のことだと彼は主張した。

(2) アンスリンガーは、また、国際的なキャンペーンにも着手した。

1936年6月にジュネーブで開催されたドラッグ不正取引防止会議で、アンスリンガーは大麻の国際的な取締りを要求した。しかし、参加国からは、大麻の反道徳性を強調する彼の主張には十分な証拠がないとして拒絶された。

1937年のマリワナ税法の審議に際して、公聴会に呼ばれたアンスリンガーは、「驚くべき衝撃的な話」を繰り返して述べ、アヘンはジキル博士の善良さとハイド氏の邪悪さを併せ持っているが、マリワナは完全にハイドという怪物であると証言した。

法案が最終的に議会に提出されたのは、週末で多くの議員が出払っていた金曜午後の遅い時刻だった。審議は数分で終わって可決された。

マリワナ税法は、1937年8月2日にルーズベルト大統領が署名し、10月1日に施行された。これがマリワナを直接規制する初の連邦法となった。

5-4. 1937年のマリワナ税法 (Marihuana Tax Act of 1937)

上述のように、現在マリワナは「marijuana」と表記されるが、マリワナ税法では「marihuana」と表記された。あえて差別的な響きをもっていた言葉(綴り)が法名に使われたと推測される(したがって本稿では、「マリワナ税法」と表記する)。

マリワナ税法は、表面的にはあくまでも大麻の流通や取引に対して税金を課すことを目的とした法律だった。

マリワナの取引には決められた書式があり、販売者と購入者両方の氏名と住所、それに売買する大麻の量を記載しなければならない。これは、輸入業者、栽培業者、製造業者、生産者のみならず、先駆的に大麻の医療的効果の研究と試用を進めてきた医師、歯科医師、薬剤師などの医療関係者も例外なく

同じで、彼らにもかなりの負担を強いることになった。

マリワナの流通に関わる者には登録が必要で、取引の都度1オンス(約28グラム)100ドルの税金を払わなければならなかった(1937年のフォードY型サルーンカーの新車価格が205ドルであったことを考えると、大変な高額である)。

さらに免税措置がほとんどなく、税を不法に逃れた場合には脱税として、「5年以下の自由刑または2000ドルの罰金、あるいは併科」が問題になった。

基本的には以上がこの法律の核心である。マリワナの流通への課税という巧妙な方法で、マリワナ税法は間接的に大麻を法禁物にしてしまった。

また、マリワナの流通に課税することが目的だったので、マリワナの使用したいについての規定が存在しないのも当然のことだった。つまり、使用の前提である生産や売買などに課税することで、十分だったのであった。のちにマリワナ税法が日本の大麻取締法の母法となったが、同法に「使用罪」が存在しなかったのはこのような事情だろうと推測される。

5-5. 大麻は再び雑草になった

アンスリンガーが情熱を傾けたマリワナ税法がアメリカの大麻産業を消滅させてから4年後、突然、大麻の需要が急増した。

1941年12月に真珠湾が攻撃され、南太平洋からの丈夫で安いヘンプ(大麻繊維)の輸入が危機に瀕したことから、アメリカ政府はマリワナに対する国民の不安を払拭し、「勝利のためにヘンプを育てよう」というキャンペーンを展開した。

中西部の約2万人の農家が、連邦政府の補助を受けて3万本以上のヘンプを栽培した。大麻政策に賛同する農家には息子の兵役が免除され、彼らは戦時中、年間42,000トンの繊維と180トン大麻種子を生産した。大麻の実から採れた油は、航空機用の潤滑油に、茎から採れた繊維は、パラシュートや軍艦で利用されるロープに使われた。

しかし、戦争が終わって安価な大麻繊維の輸入が再開されると、国内の生産量は減少し、1946年以降は大麻栽培計画も消えた。その結果、何千エーカーもの大麻が収穫されずに残り、大麻は再び雑草としての地位を取り戻した。

5-6. カウンター・カルチャーの時代

1960年代は、アメリカの薬物政策にとって大きな転換点だった。ベトナム戦争反対、そしてカウンター・カルチャーの高まりと若者の麻薬使用の前に、ニクソン大統領が「麻薬戦争」を宣言（1971年）し、薬物に対する懲罰的アプローチを強化したのである。アメリカは、マリファナを懲罰的に禁止する国際的な反麻薬体制を率先して導入した。

—エルビスは連邦麻薬捜査官のバッジを手に入れた—

ニクソン大統領は、前任のジョンソン大統領から二つの戦争を引き継いだ。ベトナム戦争と国内の薬物戦争である。二つの戦争に共通するのは、マリファナとヘロインだった。反戦左派であるヒッピーと黒人という二つの敵がいた。ニクソンは一般大衆に、ヒッピーはマリファナ、黒人はヘロインを連想させ、その両方を取り締まることでこれらの反対勢力を混乱させることができると考えた。彼らのリーダーを逮捕し、家宅捜索し、集会を潰し、毎晩中傷のニュースを流した。

そんなとき、かつてのロックの帝王エルビス・プレスリーが突然アポなしでホワイトハウスに現れた。1970年12月のことだった。「麻薬撲滅のために、連邦捜査官として協力したい」というエルビスに、ニクソンは面食らったが、面会に応じた。エルビスは、ビートルズが若者の「反米精神」の大きな要因になっていると大統領に力説し、ニクソンは、「ドラッグをやっている者が、反米デモの先頭に立っている」と答えた。エルビスはさらに、「自分は麻薬文化と共産主義の洗脳を研究していて、それが頭の中でつながっているようだ」と大統領に説明した。喜んだニクソンは、ロックンロールの帝王に連邦麻薬捜査官のバッジを贈り、エルビスはそれをお守りのようにつねに持ち歩いた。

その頃のエルビスは、バルビツールや鎮痛剤、アンフェタミン（日本では覚醒剤に指定されている）などを常用していた。ただし、かれは自分が薬物依存症だとはみじんも思っていなかった。マリファナには激しく反発していたが、飲んでる薬はすべて政府の認可を受けた複数の医師から正式に処方されていたからである。結局、エルビスは、合法薬物の過剰摂取で1977年に亡くなった。（David Faber (2022), p.19）

1971年にニクソンが「麻薬戦争」を宣言する少し前、連邦におけるマリファナ規制の中心的存在であったマリワナ税法が連邦最高裁で違憲と判断されるという出来事が起こった（リアリー対合衆国裁判、395 U.S.6 (1969)）。マリワナ税法では免税措置を受けるために犯罪歴のないことを申告しなければならなかったが、この点が合衆国憲法が保障する自己負罪拒否特権に抵触するというものであった。この判決により、連邦レベルにおけるマリファナ規制に突然大きな空白ができ、政府を慌てさせた。

ニクソンは、ジョン・ミッチェル司法長官に、既存の連邦薬物法を統合し、処方薬と違法薬物の取引に対する連邦政府の規制の範囲を拡大する、**包括的な連邦法の草案を起草するように命じた**。その枠組みは、公衆衛生と法執行の両方の手段を組み合わせたハイブリッドな性格を持っていた。CSAは、議会で圧倒的多数の支持を得て成立し、1970年10月27日、ニクソンはCSAを包括的薬物乱用防止・管理法のタイトルⅡとして署名した（Pub. L. No. 91-513, 84 Stat.）。

なお、このときニクソンによって任命された超党派のシェーファー委員会は、マリファナに関する法律を検討し、マリファナの個人的な使用は非犯罪化されるべきであると決定した。ニクソンはこの勧告を拒否した。しかし、1970年代に11の州がマリファナを非犯罪化し、他のほとんどの州が罰則を緩和したのだった。

3 CSA とマリファナ

1. CSA の構造

CSA は、薬物規制の分野における 65 年間の連邦法を統合・拡張した、包括的で複雑な法律である。

CSA は、3つの基準に基づいて、薬物を 5つのスケジュール(付表)に分類している。その基準は、(1) 現在米国で認められている薬物の医療用途、(2) 薬物の安全性、(3) 乱用や中毒の可能性である。〈スケジュール I〉の薬物は、薬としての価値がなく、最も危険なものである。〈スケジュール II〉から〈スケジュール V〉は、医療用として認められている薬物を含み、安全性の推定レベルが、まだかなりの規制を受ける〈スケジュール II〉から、最も規制が緩い〈スケジュール V〉へと上がっていく。

「規制」物質とは、乱用の可能性がある薬物で、包括的な法律によって規制されているものである。規制物質の所持、製造、および調剤は、原則として違法である。CSA は、危険性、既知の医療上の利益、及び乱用の可能性に応じて、物質を分類している。規制対象物質には、麻薬、幻覚剤、アヘン及びアヘン誘導体、興奮剤、抑うつ剤、及び蛋白同化ステロイドのような薬物が含まれる。当初は、42種類のアヘン、22種類のアヘン誘導体、マリファナを含む 17種類の幻覚剤は、医学的価値が認められないとして、最も厳しい〈スケジュール I〉に分類された。

CSA は、麻薬に関する単一条約(1961年)を念頭に置いており、ニクソン政権の「麻薬戦争」の目玉として制定された。それまで連邦政府は、マリファナの実質的な取締りはほとんど州に任せており、連邦政府は、表示法、物品税、財源措置、モデル法案、医療条項などを通じて、麻薬の使用を抑制しようとする 200以上の多様な法律を制定していた。CSA は、この膨大な数の法律を 1つの包括的な枠組みに集約するものである。その主たる目的は、医薬品を厳重に管理し、違法な使用による転用を防止する体制を

構築することであった。とはいえ、CSA は、連邦と州に関する刑事執行の伝統的な権限分担を解消するものではなく、連邦政府は大規模な密売に、各州はストリートレベルでの使用に焦点を当てることになった(アメリカ全体におけるマリファナによる逮捕者の 9割以上は、州警察によるものである)。

2. マリファナの位置づけ

〈スケジュール I〉の薬物は、「乱用の可能性が高い」ものであり、「米国での治療において現在受け入れられている医療用途がない」ものであり、「医師の監督の下で使用するための安全性が認められていない」ものである。マリファナは、ヘロインなどのアヘン誘導体、LSD、エクスタシー、メスカリン、ペヨーテなどの幻覚剤とともに、〈スケジュール I〉に分類されている。したがって、CSA の下では、大麻はいかなる目的でも医師が処方することはできず、また、州法でも医師が処方することを認めていない。

3. CSA における罰則

CSA における刑事罰はスケジューリングの分類に従うのが原則であるが、関与した特定の薬物や量にも関係する。たとえばマリファナを含む〈スケジュール I〉の薬物を初めて所持した場合、1年の自由刑に処せられる。それ以後の所持は、ほとんどが 1年ごとに罰則が重くなる。販売した場合は、より厳しく罰せられる。マリファナを含む〈スケジュール I〉薬物のいかなる量の販売も、5年の自由刑と 25万ドルの罰金である。50キログラムを超える量の販売では、指数関数的に増加し、終身刑になることもある。

4. CSA に対する司法省の態度

連邦法である CSA はアメリカ国内で遍在的に適用される。したがって、州がマリファナの合法化をいくら進めても、それは(形式的にせよ)CSA に抵触することになる。

そもそも CSA は、州法が連邦法を補強する目的で、法執行における連邦と州の協力関係を実現するために制度設計されたものである。つまり、連邦は主に州を越える流通業者や卸売業者を標的にし、これに対してストリートレベルの使用者に対しては各州が対処することにしてきた。したがって多くの州がマリファナを合法化している現在、マリファナを禁止する連邦法が、より寛容な州法をどの程度まで無効としているかが問題になっている。

しかし実は、司法省は、連邦政府の一定の優先事項（下記）が満たされる限り、各州が医療用または娯楽目的のマリファナを合法化する制度を創設することを容認すると表明しているのである。

確かにオバマ政権の最初の3年間は、司法省は医療用マリファナ薬局の家宅捜索を続け、2000年から2008年までは年間約200件、2009年から2011年までは年間約100件の家宅捜索を行っている。しかしその後、司法省は、2009年10月19日、2011年6月29日、2013年8月29日、2014年2月14日、2014年10月28日の一連のメモ（覚え書き）で、マリファナ使用を非犯罪化した州では、州が連邦優先事項に違反する大麻使用を認めない限り、大麻に対するCSA 禁止規定を執行しないと発表した。

連邦優先事項とは、次の8項目である。

1. 未成年者へのマリファナの配布防止
2. マリファナ販売による収益が犯罪組織に渡ることの防止
3. マリファナが合法的な州から他の州への横流しの防止
4. マリファナ関連の行為が違法薬物の売買の隠れ蓑として使われることの防止
5. マリファナ関連での暴力や銃器の使用を防ぐ

6. マリファナによる運転障害やその他の公衆衛生上の悪影響を防ぐ
7. 公有地でのマリファナ栽培を防ぐ
8. 連邦財産内でのマリファナの所持や使用を防ぐ

各州がこれら8つの好ましくない結果を防ぐための適切な対策をとっている限り、連邦政府は州のマリファナ合法化を妨げることはない。

5. 2021年、バイデン＝ハリス政権1年目の薬物政策優先事項に関する声明

以上のような状況で、2021年4月にバイデン＝ハリス政権1年目の薬物政策優先事項に関する声明が出された（The Biden-Harris Administration's Statement of Drug Policy Priorities for Year One⁴⁾）。本稿の冒頭で言及した2022年のバイデン大統領の声明は、この2021年の声明をさらに具体的に進めるものである。2021年の声明は次の通りである（骨子）。

過剰摂取と依存症の危機は、あまりにも多くのアメリカ人とその家族に悲痛な犠牲を強いている。2015年以降、過剰摂取による死亡者数は35%増加し、2019年には70,630人と歴史的な高水準に達した。これは、アメリカにおける他のどのタイプの傷害死よりも高い増加率だ。違法に製造されたフェンタニルやメサドン以外の合成オピオイドが増加の主因となっているが、近年、コカインやメタンフェタミンなどの精神刺激剤が関与する過剰摂取による死亡も、特にオピオイドと組み合わせた形で増加傾向にある。

バイデン大統領は、過剰摂取と依存症の蔓延に

4) <https://www.bing.com/ck/a?!&p=cc9524ae971e8e09JmtdHM9MTY2NTQ0NjQwMCZpZ3VpZD0zNWNINGJhZi01NjNlTzIYmYtMjk3Yi00NGJkNTdhYTZhODImaW5zaWQ9NTE3Ng&ptn=3&hsh=3&fclid=35ce4baf-563b-6bbf-297b-44bd57aa6a82&psq=the+biden-harris+administration%e2%80%99s+statement+of+drug+policy+priorities+for+year+one&u=a1aHR0cHM6Ly93d3cud2hpdGVob3VzZS5nb3Yvd3AtY29udGVudC91cGxvYWRzLzlwMjEvMDMvQmlkZW51YXJyaXMtU3RhdGltZV50LW9mLURydWctUG9saWN5LVByaW9yaXRpZXMtQXByaWwtMS5wZGY&ntb=1>

対処することが政権の緊急優先課題であると明言している。3月、大統領はアメリカン・レスキュー・プランに署名し、薬物乱用・精神保健サービス庁と保健資源サービス庁が重要な衛生サービスへのアクセスを拡大できるよう、約40億ドルを充当する法案を成立させた。バイデン大統領はまた、薬物使用のために人々を投獄すべきではなく、代わりに治療を提供すべきであると述べている。さらに大統領は、現在刑事司法制度に存在する人種、性別、経済的不公平を根絶する必要性を強調している。

この薬物政策の優先事項は以下の通りである。

1. エビデンスに基づく治療へのアクセスを拡大する。
2. 薬物政策へのアプローチにおける人種的平等の問題を推進する。
3. エビデンスに基づく有害物質削減の取り組みを強化する。
4. 青少年の薬物使用を減らすための、エビデンスに基づく予防の取り組みを支援する。
5. 違法薬物の供給を削減する。
6. 回復可能な職場の推進と依存症労働者の雇用拡大、そして
7. 回復支援サービスへのアクセスを拡大する。

国家薬物統制政策局（ONDCP）は、これらの優先順位を満たすために、ホワイトハウスの他の部門、機関および議会、州と緊密に協力する。（太字は筆者）

6. 2022年、バイデン大統領の声明の意味と今後

2021年の声明でもっとも注目されるべきは、処方箋オピオイド（麻薬）の監視と供給をコントロールする取り組みでさえ、逸脱行為を特定し刑罰によって根絶する努力としてではなく、医療の品質管理という観点で語られていることである。そして、多くの著名な政治家や法律家が、現在の危機から逃れるために逮捕という手段を選択することはできな

いと公言している。

今回の声明ではこの考え方がさらに具体的に進められた。

今後 CSA の規定では、連邦司法長官は、保健福祉長官、アメリカ食品医薬品局、国立薬物乱用研究所と協議の上、分類にそぐわなくなった薬物を CSA スケジュールから削除、またはスケジュール間の移行、つまり再スケジュールリングの手続きを執ることになる。再スケジュールの基準には、以下のものがある。

1. 乱用される現実的な可能性
2. 薬理学的効果の科学的証拠
3. 麻薬またはその他の物質に関する現在の科学的知識の状態
4. 乱用の歴史と現在のパターン
5. 乱用の範囲、期間、および意義
6. 公衆衛生に対するリスクがある場合はその内容
7. 心理的または生理学的依存性
8. すでに規制されている物質の直接的な前駆物質か否か

マリファナに関して重要なのは、現在認められている医療用途があるかどうかという点である。今後は、この点に関して（積極的な方向で）審議がなされることになるだろう。

年間約150万人の人びとが違法薬物の容疑で逮捕されてきたが、そのほとんどがマリファナに関係していた。

過去数十年にわたって薬物との戦いに1兆ドル以上を費やしてきたアメリカ合衆国が、この戦いがほぼ一貫して違法薬物を販売したり使用したりする人びとを「犯罪者」にしようとする執拗な努力であったことを認めた。薬物に対する懲罰的アプローチは誤りだった。これは、数十年にわたって行なわれてきた「薬物戦争」の終結宣言なのである。

今まで多くの人びとが、マリファナの何に対して、

また、なぜ、かくも懸命に戦ってきたのだろうか？

4 結び——大麻取締法改正への影響

(1) 厚労省の大麻規制検討小委員会⁵⁾が公にした報告書(2022年10月19日)では、(1)大麻由来の難病治療薬を使用できるようにし、また(2)現行の大麻取締法には存在しない「大麻使用罪」を創設するとの方改正の方向性が明らかにされている。

問題は大麻使用罪の創設である。

大麻使用罪創設をめぐる議論については、次の二点が重要であり、現時点で十分な議論が尽くされた結果だとは言いがたい。

(2) 第一は、大麻規制に関する世界の現状である。

大麻の取締りについては、大麻の危険性(有害性)が他の薬物(アルコールやニコチン、ヘロインやコカイン、覚醒剤など)に比べて相対的にかなり低いという世界的な共通認識と、大麻を非常に危険な薬物の一つだとみなしてきた、国内の薬物規制政策とがますます乖離してきているという現実がある。

バイデン大統領は、アメリカが大麻を犯罪の問題としてとらえて厳罰に処してきた過去数十年の懲罰的対応(厳罰化による大麻利用の抑制)は誤りだったとして、180度の方向転換を表明した。これは大麻に関する公共政策を犯罪の問題ではなく、医療の質という観点から見直す画期的なことである。

世界にはすでに大麻を合法化した国もあるし、ヨーロッパでも大麻規制の大胆な緩和政策が進められている。明らかに世界の流れは、薬物規制を犯罪の問題としてではなく、医療の問題として捉えようとする考え方に変わってきている。

大麻を使用した者に対して、なぜ処罰という対応を取るべきなのか。この点の説得的な理由が、上記検討小委員会の報告書からは読み取れない。他国の

状況を見れば、違法という評価は維持しながらも、刑罰ではなく(交通違反に対する反則金のような)前科のつかない行政的な制裁を選択している国もある。このような選択肢をなぜ取れないのか、その理由が知りたい。

とくに日本では、薬物規制政策の基本に長らく「罰(懲らしめ)と抑制」という発想が置かれてきた。これは、危険とみなされる薬物や習慣性があるとされている薬物の摂取や依存症は、厳しい刑事罰によって対処すべきであり、それこそが薬物乱用を抑制し、薬物のまん延を防止するのだという理論である。しかも薬物に手を出してしまった者は、道徳的な欠陥者であるかのように見られてきた。薬物の娯楽的使用が道徳的な悪だという考えには、薬物は心を奴隷にし、魂を破壊するから不道徳だという考えが垣間見える。しかしアルコールやタバコを合法化して、なぜ大麻が糾弾され、しかも厳罰に処せられるのかはよく分らない。殺人や強盗に刑法が対応していることに異議を唱える人はいないが、薬物処罰の根拠は曖昧なままなのである。

確かに何十年も実施されてきた厳格な大麻規制を緩めることには、ある程度の公共政策的なリスク(消費量の増大や未成年者への提供、交通事故など)が予想される。しかし、規制緩和の利益と、その公共政策的なリスクをいかに管理し、最小化すべきかについて、すでに大麻を合法化した国や地域の例を研究し、参考とすべきである。この点において、日本の議論は必ずしも十分だとはいいがたい。

薬物問題の基本は国民の健康問題であるべきだ。大麻が無害だとはいわないが、社会も大麻の害悪については事実に基づいた良質の情報を提供する努力を尽くすべきだ。海外の動向や薬物についての正しい知識など、良質の情報こそが正しい薬物政策につながるからである。

大麻使用罪という犯罪を創設して、とくに若者たちを処罰していくことは、薬物問題への真の解決に

5) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25666.html

なるのだろうか。

(3) 第二は、国際条約の問題である。

現在、世界の薬物規制についての基本的な枠組みとなっている基本条約は、次の3つの条約である。第一は、1972年の議定書で改正された1961年の「麻薬に関する単一条約」(単一条約)であり、大麻の栽培、所持、消費、販売が禁止されている。アメリカがこの条約の主唱国であり、大麻を危険薬物とすることを世界に強くアピールしたのであった。第二は、1971年の「向精神薬に関する条約」で、このときに合成麻薬が違法薬物のリストに加えられた。第三は、1988年の「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約」で、国際的な麻薬カルテルの台頭への対策が取られている。

これらの条約の中でも、とりわけ単一条約が重要で、大麻に医療用や科学研究用の例外を認めないという厳格な禁止政策の根拠とされてきた。同条約は、大麻をもっとも厳しい分類に位置づけ、大麻の生産、所持、流通を違法とすることを加盟国に求め、各国はこれを遵守して世界の大麻規制についての協力体制を築くために、大麻を処罰する国内法を制定してきたのであった(ただし、各国は法律の制定にあたってそれぞれ自国の「憲法原則と法体系の基本概念」を考慮することはできる)。

日本も例に漏れず1964年に単一条約に加盟し、この枠組みに沿ったかたちで国内の大麻栽培や所持などを懲罰的観点から厳しく取り締まってきた。

しかし、2020年に国連麻薬委員会は、世界保健機関の勧告に従って大麻の扱いをもっとも厳しい〈付表Ⅳ〉から削除し、一段階降格させて規制を緩めるための決定を行なった(投票の内訳は、賛成27か国、反対25か国、棄権1であり、日本は反対に投票した)。厚労省の報告書で示されている医療への大麻利用は、この決定に沿うものであるが、政府内に大麻規制の抜本的な非犯罪化が進まないのは、この条約の存在も大きいのではないかと思われる。

ところが皮肉なことに、国際的な薬物規制の枠組みを構築し、大麻の禁止を世界に強く訴えてきたアメリカの多くの州で大麻規制の緩和が進んでいる。大統領もアメリカ政府が従来取ってきた大麻に対する懲罰的対応は誤りだったと認めるに至っている。遠くない将来に、アメリカ全体が大麻非犯罪化(あるいは合法化)に踏み出す可能性は大きい。そうになると各国に大麻の懲罰的規制を強く勧めてきたアメリカとしては、世界に対してこの考え方が誤りであることを訴えることこそ、国家として道義的に正しい選択だといわざるをえない。

日本の大麻取締法(1948年制定)が、当時日本を占領統治していた連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の強い圧力の下で制定されたことは周知のことであるが、その背景には当時のアメリカ政府、そしてアメリカ社会が取ってきた不寛容主義に立った大麻政策が強く影響している。したがって、上のような国際状況の中で大麻使用罪の是非、必要性について根本的な議論をすべきである。

(4) 日本では長らく薬物対策の基本に「罰(懲らしめ)による抑制」という発想が置かれてきた。つまり薬物の摂取や依存症は厳しい刑事罰によって対処すべきであり、それこそが薬物乱用を抑制し、薬物のまん延を防止するのだという考えである。しかし、厳格な禁止主義こそが薬物問題を解決できると信じることは、過去数十年の悲惨な薬物戦争の歴史をあまりにも軽視するものではないか。薬物に対する否定的な判断は、必要な政策変更をより困難にすること以外、何も達成しない。懸命に戦えば戦うほど、実は事態を悪化させるのではないか。

薬物問題の基本は国民の健康問題であるべきだ。使用者を罰することによって「犯罪者」という烙印が押され、そのことで社会から阻害され、それが健康問題としての薬物問題の解決を難しくする。このような考えは欧米では主流となっている。日本はこのような世界の潮流とはまさに反対の方向に進もうとしているように見える。

大麻が無害だとはいわないが、合法であるタバコやアルコールも、喫煙者の人生を縮め、社会的に重大なトラブルの原因となっている。大麻の有害性は、科学的根拠のあるものなのか。有害だとしても、なぜ使用者を厳罰に処すべきなのだろうか。われわれに今後も大麻と懸命に戦う大義名分はあるのだろうか。(了)

【主要参考文献】

1. 園田寿「戦争と薬物」(精神科治療学第38巻、2023年) 掲載予定
2. 山本奈生・武田惇志「占領期における大麻規制の移入過程」(佛大社会学47号、2023年)
3. 太田達也「大麻に対する刑事規制の在り方」(『岩井・安部古稀記念』422頁、2023年)
4. カール・エリック・フィッシャー(小田嶋由美子訳・松本俊彦監訳)『依存症と人類』(みすず書房、2023年)
5. 石塚伸一他編『大麻使用は犯罪か?』(現代人分社、2022年)
6. 玉出慎太郎『公衆衛生の倫理学—国家はどこまで健康に介入すべきか—』(筑摩選書、2022年)
7. 城祐一郎「大麻って有害ですか、無害ですか?」(捜査研究 No.863、2022年)
8. David Farber : The War on Drugs (2022)
9. 山本奈生『大麻の社会学』(青弓社、2021年)
10. ヨハン・ハリ(福井昌子訳)『麻薬と人間 100年の物語』(作品社、2021年)
11. 大麻博物館『大麻の教科書』(2021年)
12. 城祐一郎「近時における大麻鑑定をめぐる諸問題」(捜査研究 No.844、2021年)
13. Christopher M.White : THE WAR ON DRUGS IN THE AMERICAS (2020)
14. JohnHudak : MARIJUANA — A Short History (2020)
15. Berman & Kreit : Marijuana Law and Policy (2020)
16. 山本奈生「1930年代米国における大麻規制: ジャズ・モラルパニック・人種差別」(佛大社会学第44号、2019年)
17. 山本奈生「大麻に関する世界的な動向」(犯罪社会学研究 No.44、2019年)
18. 佐久間裕美子『真面目にマリファナの話をして』(文藝春秋、2019年)
19. 松井由紀夫「大麻をめぐる国際的な議論について」(警察学論集71巻11号、2018年)
20. Osbeck&Bromberg : Marijuana Law in a Nutshell (2017)
21. Emily Dufton : GRASS ROOTS—The Rise and Fall and Rise of Marijuana in America (2017)
22. Jonathan P. Caulkins,others : Marijuana Legalization (2016)
23. ジャック・ヘラー(エリック・イングリグ訳)『大麻草と文明』(築地書館株式会社、2014年)
24. 富田与「米州における麻薬対策の転換について」(四日市大学論集第26巻、2013年)
25. カンツィアン E. J. & アルバニーズ M. J. (松本俊彦訳)『人はなぜ依存症になるのか』(星和書店、2013年)
26. Kathleen J. Frydl : The Drug Wars in America, 1940-1973 (2013)
27. 黒田悦子「メキシコ系アメリカ人: 越境した生活者」(国立民族学博物館研究叢書第2巻21頁以下、2000年3月)
28. Martin Booth, CANNABIS (2004)
29. Martin A. Lee : Smoke Signals — A Social History of Marijuana (2012)

【Web 資料】

1. Marihuana, The First Twelve Thousand Years (<https://www.hoboes.com/Politics/Prohibition/Notes/Marijuana12000/>)
2. National Commission Report on Marihuana and Drug Abuse (<https://medicalmarijuana.procon.org/background-resources/national-commission-report-on-marihuana-and-drug-abuse/>)

3. The History of the Non-Medical Use of Drugs in the United States (<https://www.druglibrary.net/schaffer/History/whitebl.htm>)

【拙稿】

1. カナダで大麻を使用して帰国した日本人旅行者や留学生は大麻取締法によって処罰されるのだろうか (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20181018-00100964/>)
2. 日本の裁判所は大麻の有害性についてどのように述べてきたか (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20201014-00202890/>)
3. 大麻取締法制定の裏事情—大麻使用の犯罪化を考えるまえに— (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20210515-00238054/>)
4. 行為を犯罪化する意味—話題の「大麻使用罪」— (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20210525-00239779/>)
5. 大麻使用罪は本当に必要なのか (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20210806-00251743/>)
6. 大麻取締法に使用罪が存在しない理由 (1) (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20211122-00269188/>)
7. 大麻取締法に使用罪が存在しない理由 (2) (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20211122-00269197/>)
8. 大麻取締法に使用罪が存在しない理由 (3完) (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20211122-00269203/>)
9. 大麻に烙印を押した男 (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20220210-00281400/>)
10. 薬物戦争の始まり—『ザ・ユナイテッド・ステイツ vs. ビリー・ホリデイ』— (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20220224-00282783/>)
11. 政府の公式見解を尋ねたい—大麻が合法的な国との関係 (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20220605-00299361/>)
12. 南フランスの小さな田舎町で起こった大事件 (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20220901-00312819/>)
13. アメリカが大麻非犯罪化に動き出した!—一人びとはなぜマリファナとかくも懸命に戦ってきたのだろうか— (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20221012-00319233/>)
14. 薬物が戦士を作り上げてきた—戦争と薬物の関係— (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20221112-00323623/>)
15. タバコから考える 大麻の望ましい規制は? (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20221125-00325471/>)
16. 大麻使用罪必要論の再考を (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20230126-00334444/>)
17. ジャマイカにおけるマリファナ規制の歴史 (1/4) (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20230207-00335362/>)
18. ジャマイカにおけるマリファナ規制の歴史 (2/4) (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20230207-00336130/>)
19. ジャマイカにおけるマリファナ規制の歴史 (3/4) (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisashi/20230207-00336130/>)

hi/20230207-00336136)

20. ジャマイカにおけるマリファナ規制の歴史
(4/4) (園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisas/20230207-00336139>)
21. 薬物がなくとも起訴される「物なし事件」とは
(園田寿) - Yahoo! ニュース (<https://news.yahoo.co.jp/byline/sonodahisas/20230420-00346342>)